

## 平成20年障害福祉サービス等経営実態調査結果について

- 今回の調査は、障害者自立支援法の全面施行(平成18年10月)以降、初めての全国的な経営実態調査である。
- 収支差率の状況としては、全体がプラス6.1%、新体系(障害者自立支援法に基づくサービス体系)がプラス5.4%、旧体系(障害者自立支援法施行以前の施設体系)がプラス7.0%、障害児施設等がマイナス4.2%であった。事業種ごとの収支差率の差が大きく、児童デイサービスなどについては、収支差率がマイナスであった。
- 従事者の配置状況としては、直接処遇職員の常勤率は、全体が81.5%、新体系が68.0%、旧体系が89.7%、障害児施設等が90.5%であった。また、各職種及び事業種ごとの常勤率に差が認められた。
- 従事者1人当たりの給与(年収)の状況としては、例えば、ホームヘルパーが2,583千円、障害者支援施設(入所施設)の生活支援員が3,385千円であった。また、各職種及び事業種ごとの差が認められた。
- 今後、障害福祉サービス費用等の額の改定に当たっては、本調査結果のみならず、関係者の御意見等も踏まえ、サービスの質の向上、良質な人材の確保及び事業者の経営基盤の安定等の観点から総合的に判断することが重要と考えられる。

(別添資料)

平成20年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

平成20年障害福祉サービス等経営実態調査結果